

受診者の権利について

公益財団法人山口県予防保健協会（以下、「当協会」という。）保健部では、次の事項を「受診者の権利」として認識し、受診者に寄り添った健診・検診を提供します。

「受診者の権利」

1. 良質の健診・検診を受ける権利

受診者は、平等・公平に、良質で適切な健診・検診を受診する権利を有します。

2. 選択の自由の権利

受診者は、健診機関を自由に選択する権利及び担当する健診機関以外の医療機関の意見を求める権利を有します。

3. 自己決定の権利

受診者は、健診・検診について説明を受け、理解した上で検査を受けるかどうかを決定できる権利があります。但し、所属団体や健保組合との契約を締結している場合は、所属団体や健保組合の契約内容が優先になります。

4. 情報に対する権利

受診者は、自分自身に関する健診・検診の内容や費用、結果の情報を知る権利を有します。

5. 守秘義務に対する権利

受診者は、個人情報を守られる権利を有します。

6. 尊厳に対する権利

当協会保健部は、受診者が自らの尊厳やプライバシーを守る権利を尊重します。

（参考 「患者の権利に関する WMA リスボン宣言」 2015 年 4 月日本医師会訳）

皆様に、より良い健診・検診を提供するため、次の事項についてご協力をお願いいたします。

- 受診する前に、「健康診断受診票」の裏面に記載している注意事項をよくお読みください。
- 問診事項や健診スタッフからの質問は、できる限り正確にお答えください。
- 互いにマナーを守り、気持ちよく受診していただければ幸いです。

公益財団法人山口県予防保健協会
診療所管理者 山田千佳